

## 最良執行方針

東京ハッシュ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第2号イの規定に基づき、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を以下のとおり定めます。

### 1. 対象となる暗号資産取引

当社とお客さまとの間の相対による、ビットコイン（BTC）及びイーサリアム（ETH）の買付及び売付に係る現物取引

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社は、カバー先から取得した価格と同一の価格を当社の取引価格とすることを原則とし、当該取引価格でお客さまと取引を行います。すべてのカバー先より価格の提示を受けられない場合のみ、実勢価格（有力な情報ベンダーより取得した価格）をもとに決定した当社独自の取引価格（以下、「独自価格」といいます。）でお客さまと取引を行います。

#### (1) カバー先からの価格取得について

当社は、暗号資産取引量の多いカバー先に価格の照会を行い、価格を取得します。当社の複数のカバー先から、取引量をもとに価格の照会順位を決定し、順位に従い価格の照会を行います。（※）

高順位のカバー先（取引量の多いカバー先）より価格が提示された場合には、当該価格を当社の取引価格（カバー価格）とし、下位の順位のカバー先への価格照会は行いません。

（※） カバー先の取引量については6ヶ月毎に確認し、照会順位の見直しを行ってまいります。

#### (2) すべてのカバー先からの価格の提示が受けられない場合の取引価格

すべてのカバー先からの価格提示を受けられない場合のみ、当社が独自に作成した独自価格を取引価格とします。

### 3. 前項の方法を選択する理由

#### (1) カバー先から取得した価格を優先させることについて

当社による独自価格については想定カバーコスト（ヘッジ取引の際のスプレッド及びカバー取引の際のスプレッド等のコスト）が含まれます。また、当社はお客さまと電話や通話アプリを利用しお客さまに取引価格を提示するため、価格のわかりやすさ、約定スピード、約定の可能性、上記コストなどの要素を勘案して、カバー先から取得した価格を優先させることがお客さまにとって合理的であると考えております。

#### (2) 取引量の多いカバー先より価格取得を行い取引価格とすることについて

取引量が多いカバー先ほど取引の流動性が高いため、価格の合理性、取引の安定性が

高くなりますが、必ずしも最良の価格となるとは限りません。

しかしながら、当社ではこれらを十分に考慮のうえ、価格の合理性、取引の安定性を重視し、取引量が多いカバー先より価格を取得して取引価格とすることが合理的な方法と考えております。

#### 4. その他

通信障害・システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づき選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合であっても、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。

以上

2021年9月13日  
東京ハッシュ株式会社